

生体認証 IC カード特約

1. (特約の適用範囲)
 - (1) この特約は、当金庫が発行する IC カードのうち、生体認証機能が付加された IC カード(以下「生体認証 IC カード」といいます。)を利用するにあたり特に適用される事項を定めるものです。
 - (2) この特約は、当金庫キャッシュカード規定(以下「カード規定」といいます。)および IC カード特約の一部を構成し、この特約で定める事項は当金庫カード規定および IC カード特約および IC カード特約で定める事項に優先して適用されるものとします。また、この特約に定めのない事項は当金庫カード規定および IC カード特約により取扱うものとします。
 - (3) この特約において使用される字句は、この特約において定義されるもののほか当金庫カード規定および IC カード特約の定義によるものとします。
2. (生体認証の利用範囲)
 - (1) この特約において生体認証とは、本人の指静脈情報(以下「生体情報」といいます。)を生体認証 IC カードにあらかじめ記録し、当金庫所定の取引(以下「生体認証対象取引」といいます。)を行う際に、本人の生体情報と生体認証 IC カードの生体情報を照合することにより本人認証を行う方式をいいます。
 - (2) 生体認証を行うことができる現金自動預金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。)現金自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。)
3. (生体認証の記録・変更)
 - (1) 生体認証は、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法で生体認証 IC カードに生体情報を記録したときから利用可能となります。
 - (2) 生体認証 IC カードの再発行を受けた場合も、あらためて生体情報の記録が必要となります。また、代理人の生体認証 IC カードで生体認証を利用する場合には、代理人の生体情報の記録が必要となります。
 - (3) 当金庫がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、生体認証 IC カードに記録した生体情報を、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法により変更することができます。
 - (4) 生体情報の記録または変更にあたっては、当金庫所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には生体認証の利用をお断りすることがあります。
 - (5) 生体認証 IC カードに記録された生体情報は、当金庫所定の窓口にて当金庫所定の方法により削除することができます。
4. (生体認証の実施)
 - (1) 生体認証 IC カードを用いて、生体認証対応自動機により生体対象取引を行う場合、当金庫は、生体認証対応自動機の際に使用された生体認証 IC カードが、当金庫が本人に交付した生体認証 IC カードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することに加えて、入力された生体情報が生体情報 IC カードに記録された生体情報と一致することを当金庫所定の方法により確認いたします。
 - (2) 本人および代理人は、生体認証対応自動機の故障等により生体認証を行うことができない場合には当金庫所定の他の認証方法を用いるものとします。
5. (個人情報等)

本人および代理人は、当金庫が、生体認証対応自動機による生体認証対象取引において生体認証を行う目的で、生体認証 IC カードに生体情報を記録・保管することに同意します。

以上
(平成 26 年 4 月 1 日現在)